\bigcirc 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十七年大蔵省令第二十六号)

所有者が個人である場合には、金融商品取引所及び認可金融商品取までに掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券のの縦覧に供しなければならない。 「対る書類の写しを、同条第三項の規定により、その業務時間中公衆 「対る書類の写しを、同条第三項の規定により、その業務時間中公衆 「対る書類の写しを、同条第三項の規定により、その業務時間中公衆 「対る書類の写しを、同条第三項の規定により、その業務時間中公衆 「対る書類の写しを、同条第三項の規定により、その業務時間中公衆 「対る書類の写しを、同条第三項の規定により、その業務時間中公衆 「対る書類の写しを、同条第三項の規定により、その業務時間中公衆 「対る書類の写しを、同条第三項の規定により、その業務時間中公衆 「対している」といる。「 「はないる」といる。「 「はないる」といる。「 「はないる」といる。「 「はないる」といる。「 「はないる」といる。「 「ないる」といる。「 「ないる。」といる。「 「ないる。」といる。「 「ないる。」といる。「 「ないる。」といる。「 「ないるいる。」といる。「 「ないる。」といる。「 「	9.1.~~~~ ボデーゼラー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	部分を公衆の縦覧に供しないものとする。	2 前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号から第三号第十七条 外国債等に係る法第二十七条において準用する法第二十五(有価証券届出書等の備置き及び公衆縦覧)	改正案
(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	917年大条において準用する法第二十金融商品取引所及び認可金融商品取引		(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新選) (新選) (新選) (新選) (新選) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設	現

分を公衆の縦覧に供しないものとする。引業協会は、当該所有者の住所のうち、市町村までの部分以外の部

- 2 -